

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

第1節 基本事項

第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準 (各項の解説、主用途、従属的用途部分)

1.1 令別表第1(1)項

(1)

(1) 項 イ	興行場法第1条第1項 客席を設けて映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。主として演劇、舞踊、音楽等（文楽、歌舞伎、現代演劇、新劇、歌談、洋舞、ミュージカル、レビュー）を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。
劇 場	主として演劇、舞踊、音楽等（文楽、歌舞伎、現代演劇、新劇、歌談、洋舞、ミュージカル、レビュー）を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するもの。
映 画 館	主として映画を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するもの。
演 芸 場	落語、講釈、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するもの（寄席、ストリップ劇場）。
観 覧 場	スポーツ、見せ物等を観覧する目的で、公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう（野球場、相撲場、各種競技場、競馬場、競輪場、拳闘場等）。
1 レストランシアター（舞台を設け、演芸を見ながら飲食できる飲食店）は、(3)項口に該当する。	
主用途部分	従 属 的 用 途 部 分
舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、*舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、*ラウンジ、*クローケ、*プレイガイド、*展示室、*プロダクション室、*観覧場の会議室及びホール 注 *印は、S50.4.15消防予41・消防安41にないもの。 注 従属部分と認められる条件は、1.16(2)から(7)参照。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S54.100）

ア 従業者の数+客席部分の数

固定いすの数（長いすは幅0.4mで1人、1未満の端数は切り捨てる。）
立見席 床面積0.2m²で1人（いす席の通路を含めない。）
その他の客席 床面積0.5m²で1人（ます席、畳席、移動いす部分等）

（算定共通事項1.22参照）

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

(ア) 「従業者の数には、出演者及びこれらに随行するマネージャー、道具係等は含めない。」となっているが、令25（避難器具に関する基準）の関係から出演者等が在室する楽屋、控室の収容人員を算定する。算定方法は、床面積3m²で1人とする。

(2)

(1) 項 口	集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって客席を有するもの。 公 会 堂 集 会 場 集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設をいう。公民館(社会教育法第20条)、区民館、労働会館、貸ホール等がこれに含まれる。
1 公民館	住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 講堂又は会議室等、図書室、児童室、展示室等、講義室、実験・実習室等、体育・レクリエーション施設、倉庫等を備えたもの。
2 市民福祉会館	住民に対し、社会福祉その他住民生活の維持向上のための場を与える、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。 児童・身障者・年金・心配ごと相談、善意銀行の場提供、教養文化・レクリエーション・クラブ活動等の場提供、会議・結婚式場等の場の提供、その他公民館に準ずる。(厚生省通達)
3 結婚会館	本項該当 (S 50. 6. 16消防安65)
4 児童厚生施設(児童館)	本項該当 (児童福祉法第40条参照)
主用途部分	従 属 的 用 途 部 分
集会室、会議室、ホール、宴會場 ※その他(1)項イを準用する。	食堂、喫茶室、*売店、専用駐車場、図書室、*クローケ、展示室、*浴室、*遊戯室、*体育室、*託児室、*サロン、*診療室、*談話室 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。 参考 「公民館の設置及び運営に関する基準」H15. 6. 6 文部科学省告示112

収容人員の算定 (規則1の3①) 指導 (S 54. 100)

ア (1)項イに同じ。

イ 結婚会館は、次による。

従業者の数	式 場	固定又は移動いすの数(長いすは幅0.5mで1人)
	控室、更衣室	1 m ² で1人 (いすの有無不問)
	写真スタジオ	撮影可能人数、被撮影立台は幅0.3mで1人
	宴 会 場	洋式 いすの数、和式 床面積3m ² で1人
	ロ ビ 一	いすの数 (長いす幅0.5mで1人)

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

ウ (1)項口関係の事務室以外の和室、実習室、図書室、集会室 床面積0.5m²で1人。(S 52. 11. 16消防予218)

1.2 令別表第1(2)項

(1)

(2) 項 イ	風営法第2条第1項第1号に規定する主として洋式の客席を設けて、客席において接待（カウンター越しは含まない。）し、又は客にダンスをさせる設備を有するもの。許可の有無は関係ない。
キャバレー	設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう（座敷キャバレーを含む。）。
カフェー	設備を設けて客の接待をして遊興又は飲食をさせる施設をいう。最近はバーと称されている。
ナイトクラブ	設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させる施設をいう（接待はさせない。）。
その他これらに類するもの	クラブ、バー、サロン等の名称を冠しているが、その営業の実態においてキャバレー等と同視すべきもの。
1 風営法第2条第1項第2号他に規定する喫茶店、バー等で同法第3条に基づく営業許可を受けたものであっても、客席において客の接待をしないもの又は客にダンスをさせる設備を有しないものは、本項に該当せず、(3)項口に該当する。	
2 ディスコ……客に飲食をさせ、ダンスを行う場合は、本項に該当する。 飲食をしない場合は、(2)項口に該当する。	
主用途部分	従属的用途部分
客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、*クローケ 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S 54. 100）

ア 従業者の数+客席部分の数

{ 固定いすの数（長いすは幅0.5mで1人）
その他の部分 床面積3m²で1人 }

- (ア) ホステス（ホスト含む。以下同じ。）は、従業者の数に算定し、ホステスが客の接待のために座るいすは客席用いすとして算定する。
- (イ) 専属バンド及び専属ショー要員は、従業者に含め、それ以外の出演者は含めない。

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

(2)

(2) 項 口	風営法第2条第1項第4号、第5号に規定するものでマージャン屋、パチンコ店、その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる施設 風営法の適用を受けないボーリング場等
遊 技 場	設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、チェス、ビンゴ、ボーリング、その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。
ダンスホール	ホールその他設備を設けて客にダンスをさせる施設
1 マージャン屋、パチンコ店、囲碁、将棋、チェス、ビンゴ、ボーリング、ビリヤード、光線銃、洋弓、射的、スロットマシン、バスケットゲーム、その他これらに類する遊技施設	
2 バレエ、日本舞踊教習場は、本項に該当しない。(15)項に該当する。	
3 パッティングセンター、ゴルフ練習場、水泳教室、観覧席のない温水プールは、(15)項に該当する。	
4 卓球場等（入会申し込みをして会費を納め技術指導を受けるもの）は、(15)項に該当する。	
5 飲食店の客席に副業的にテレビゲームを置いているものは、(3)項口に該当する。	
6 流水プール、スライダープール等は、体育施設の性格より遊技施設としての性格が強いため(2)項口に該当する。(S 59. 5. 25消防予92)	
主用途部分	従 屬 的 用 途 部 分
遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、*クローケ、*談話室、*バー、*サウナ室、*体育室 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S 54. 100）

ア 従業者の数+客席部分の数

遊技機械器具を使用して遊技することができる者の数
観覧、飲食、休憩用のいすの数（長いすは幅0.5mで1人）
注 和式は、床面積 3 m²で1人

(ア) 同時に遊技することができる者の数

ボーリング 1 レーン… 5 人 ジャン球…………… 1 人

ビリヤード 1 台……… 2 人 スマートボール…………… 1 人

マージャン 1 卓……… 4 人 スロットマシン…………… 1 人

バスケットゲーム……… 2 人

ビンゴ、ルーレット 立見席（競技部分含む。）の床面積 3 m²で1人

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

(イ) ダンスホールは次による。

従業者の数+客席部分の数

$$\begin{cases} \text{固定いすの数 (長いすは幅0.5mで1人)} \\ \text{その他の部分 床面積 } 3 \text{ m}^2 \text{ で1人} \end{cases}$$

(3)

<p>(2) 項 ハ 風営法第2条第5項に規定するもので、性風俗関連特殊営業を営む店舗 その他これに類するもので省令で定めるもの</p>	<p>令別表第1(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ、及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。 規則第5条第1項第1号に規定する令別表第1(2)項ハに類似するもので、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗（セリクラ） 規則第5条第1項第2号に規定する異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗</p>
1 店舗型性風俗特殊営業 (H15. 2. 21消防予55)	
(1) ソープランド	浴場業（公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
(2) ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ	個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業
(3) ヌードスタジオ	ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場
(4) のぞき劇場	のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場
(5) ストリップ劇場（成人映画を上映する映画館は除く。）	ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場
(6) ラブホテル、モーテル、レンタルルーム	異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する風営令第3条第1項で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

- (7) アダルトショップ、アダルトビデオレンタルショップ
店舗を設けて、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で風営令第4条で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
- (8) 出会い系喫茶
面識のない異性と一時の性的好奇心を満たすための交際を希望するための機会を提供する店舗等、風営法第2条第6項第6号に規定するもの
- (9) その他
店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定めるもの。

留意事項

既に、令別表第1(1)項から(4)項までに掲げる各用途に分類されているものについては、(2)項ハとして取り扱わない。

用途の判定にあたり、必ずしも公安委員会の届出を要件とするものでなく名称、営業形態、サービスの内容等を総合的に判断すること。

主用途部分	従 属 的 用 途 部 分
客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S 54. 100）

ア 従業員の数+客席部分の数

{ 固定いすの数（長いすは幅0.5mで1人）
その他の部分 床面積 3 m²で1人 }

(4) ※「みなし従属」適用除外用途（S 50. 4. 15消防予41・消防安41）

(2) 項 二 カラオケボック スその他遊興の ための設備又は 個室（これに類 する施設を含む。） において客に利 用させる役務を 提供する業務を 営む店舗で総務 省令で定めるも の カラオケボック ス	設備を設けて、伴奏音楽等に合わせて、歌唱する者の利用に供する個室等
--	-----------------------------------

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

インターネット カフェ, 漫画喫 茶, 複合カフェ 等	個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを 利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
テレフォンクラ ブ	風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店 舗
個室ビデオ	風営令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそる ため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）
1 用途の判定に当たっては名称のみで判定することなく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があることに留意すること。	
2 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属性的な部分を構成すると認められるもの」については、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号）により運用頑っているところであるが、令別表第1(2)項ニに掲げる用途に供される部分にあっては、同通知1(2)に規定する部分に該当しないこと。（H20.8.28消防予200）	
主用途部分	従属性的用途部分
客室、通信機械室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S54.100）

ア 従業者の数+客席部分の数

$$\begin{cases} \text{固定いすの数 (長いすは幅0.5mで1人)} \\ \text{その他の部分 床面積 } 3 \text{ m}^2 \text{ で1人} \end{cases}$$

1.3 令別表第1(3)項

(1)

(3) 項イ 待合	(2)項イの洋式に対し和式のもの 原則として飲食の提供をせず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、 又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。
料理店	飲食物を提供するとともに、客を接待するための婦女従業員を有する施設をいう。
その他これらに 類するもの	地方的習慣等により料亭、茶屋、貸席等の名称を冠してはいるが、 その実態において待合や料理店と同視すべきもの。
主用途部分	従属性的用途部分
客席、客室、厨房、*宴 会場、*リネン室	専用駐車場、結婚式場、*売店、*ロビー 注 *印は、S50.4.15消防予41・消防安41にないもの。

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S54.100）

ア 従業者の数+客席部分の数

固定いすの数（長いすは幅0.5mで1人）
その他の部分 床面積3m²で1人（廊下、トイレ等を除いた客の用に供する部分をいう。和式の客席など。）

イ 結婚式場に用いることがある場合でも上記により算定する。

(2)

(3) 項 口 飲 食 店	客席において、専ら飲食を提供する施設をいい、和、洋式を問わない（従業員のための福利厚生施設、セルフサービス式のものを含む。）。 客の遊興又は婦女の接待を伴わない点で、(2)項イ又は(3)項イと異なる。
1 仕出屋、飲食店等の看板を掲げたもので、通常は主として宴会、会食等に使用され、結婚式にも使うものは本項に該当する。 2 客席の一部に舞台があり、演芸を見ながら飲食できる民謡酒場、レストランシアターは本項に該当する。客席においてホステス等が接待するものは、(2)項イに該当する。	
主用途部分 客席、客室、厨房、*宴 会場、*リネン室	従 属 的 用 途 部 分 専用駐車場、結婚式場、*託児室、*娯楽室、*サウナ室、 *会議室 注 *印は、S50.4.15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S54.100）

ア 従業者の数+客席部分の数

固定いすの数（長いすは幅0.5mで1人）
その他の部分 床面積3m²で1人（廊下、トイレ等を除いた客の用に供する部分をいう。和式の客席など。）

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

1.4 令別表第1(4)項

(1)

(4) 項 百 貨 店	単独若しくは集団的な店舗又は展示場をいう。 百貨店法が廃止され、現在は伝統のある大規模小売店舗を表す呼び名になっている。
マーケット	多種類の物品を一つの建築物又は工作物内において集団的な店舗の形態で販売する施設で共通の出入口、通路を有するもので、百貨店以外のものをいう。
その他の物品販売を営む店舗	上記以外の店舗をいう。
展 示 場	主として商品等の宣伝又は販売促進を目的としたもので見本市、自動車ショー等が含まれる。
1 物品販売店には、卸売店舗も含む。	
2 販売を前提とした画廊は、本項に該当する。	
3 卸売市場法第4条・第13条に規定する中央卸売市場及び地方卸売市場は、(15)項に該当する。	
4 その他の卸売市場でせり売り又は入札を原則とし、小売をしないものは、(15)項に該当する。	
5 ショールームは、1.16(5)参照	
6 クリーニング受払所、質屋（店舗のないもの）は、(15)項に該当する。	
7 小規模の自動車展示販売店等は、本項に該当する。（S 48.10.23消防予140）	
主用途部分	従 屬 的 用 途 部 分
売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室、*ラベル貼付、*包装等の作業室	専用駐車場、写真室、遊技場、結婚式場、美・理容室、診療室、集会室、催物場（展示室を含む。）、*託児室、*貸衣裳室、*料理美容等の生活教室 注 *印は、S 50.4.15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S 54.100）

ア 従業者の数+従業者以外の人数

$$\begin{cases} \text{売場の床面積 } 4 \text{ m}^2 \text{ で } 1 \text{ 人} \\ \text{飲食又は休憩部分の床面積 } 3 \text{ m}^2 \text{ で } 1 \text{ 人} \end{cases}$$

(ア) ショーケース、陳列棚などを置いている部分も床面積とし 4 m^2 で 1 人

とする。（S 48.10.23消防予140）

(イ) 飲食等部分に固定いすがある場合でも 3 m^2 で 1 人とする。（S 48.10.23消防予140）

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

1.5 令別表第1(5)項

(1) ※「みなし従属」適用除外用途 (S 50. 4. 15消防予41・消防安41)

(5) 項 イ	
旅 館	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。
ホ テ ル	同上洋式のもの。
宿 泊 所	宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、構造及び設備が主として宿泊する場所を多数人で共用するもので下宿業以外のもの。
その他これらに類するもの	マッサージ、レンタルルーム等で、主たる目的は宿泊以外のものでも、副次的目的として宿泊サービスを提供している施設
1 官公庁、会社等のホテル、旅館類似の福利厚生施設は、本項に該当する。	
2 「その他これらに類するもの」の取扱いについて	
(1) 「その他これらに類するもの」に該当するか否かの判定については、次に掲げる条件等を勘案する。	
ア 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。	
イ ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。	
ウ 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。	
エ 施設利用に対して料金を徴収していること。	
(2) (6)項イ、(6)項ロ、(6)項ハ、(9)項イ、(11)項等は、副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが、原則として(5)項イに掲げる防火対象物としては取り扱わない。ただし、寺院の宿坊等であって不特定多数の者が利用しており、かつ、当該用途部分の独立性が強く、専らその用に供されている場合は、(5)項イとして取り扱う。	
(3) 用途の判定に当たっては名称のみで判定することなく、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断する必要がある。	
3 ワンルームマンション等に、宿泊施設を設け不特定多数の者を日割等で宿泊させるものを(5)項イとし、月単位で契約して宿泊させるものは、(5)項ロ（下宿）に該当する。	
主用途部分	従 属 的 用 途 部 分
宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、*診療室、*図書室、*喫茶室、宴会場、会議室、結婚式場、*売店（連続式形態のものを含む。）、*展望施設、*プール、*遊技室、*催物室、*サウナ 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導 (S 54. 100)

ア 従業者の数 + 宿泊室 {
 洋式 シングルベッド1人、セミダブル、ダブル2人
 和式 床面積6 m²で1人（前室も含める。）
 簡易宿所及び団体客を宿泊させる部分
 床面積3 m²で1人
 注 1未満の端数は切り上げ。(S 52. 1. 6 消

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

集会, 宴会, 飲食, 休憩部分	防予3) 固定式いすの数(長いすは幅0.5mで 1人) その他の部分 床面積3m ² で1人
---------------------	--

- (ア) 簡易宿泊所の階層式寝台は、上、下別に床面積3m²で1人、ベッド式はベッドの数
- (イ) 旅館業法に基づく収容人員の算定は適用しない。
- (ウ) 通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3m²程度となるような使用実態のある和室の宿泊室については、3m²で除すこと。(S 61. 6. 25消防予85)
- (エ) 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものは、それぞれの部分について算定された収容人員を合算のこと。
ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。(S 61. 6. 25消防予85)
- (オ) 民泊を行う住居については、p.82の「民泊施設の用途判定フロー」による。

(2)

(5) 項 口	集団居住のため又は居住性の宿泊のための施設
寄宿舎	官公庁、学校、会社等の従業員、学生等を集団的に居住させるための施設で有料・無料を問わない。
下宿	1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。
共同住宅	住居として用いられる独立した1又は2以上の居室を単位として構成される集合住宅のうち、居住者の出入口、廊下、階段、エレベーター等を共用するもので、便所、浴室、台所等が各戸ごとに存在することを要しない。また、分譲、賃貸の別を問わない。

1 長屋（重層長屋を含む。集合住宅に限る。）は、共用部分がないので本項の防火対象物にならない。

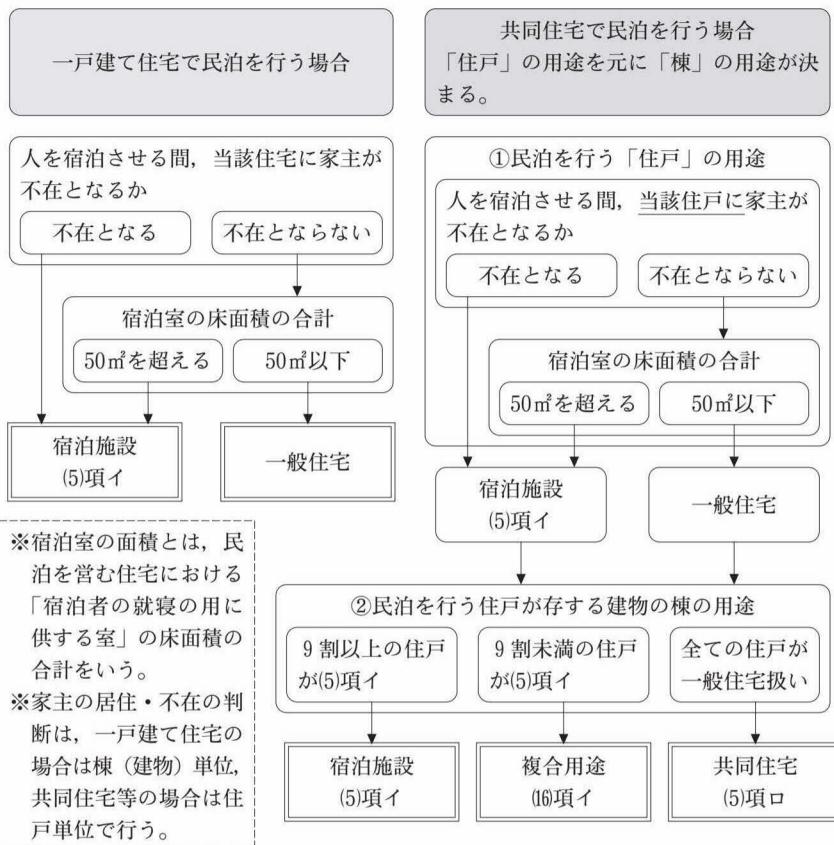
2 1階長屋式、2階共同住宅になっている形態のものは、全体が共同住宅になる。

3 特例の適用は、1.16(2)又は(3)により(5)項口と判定されたものが対象となる。(16項となった場合は、令8区画をした場合に限り適用できる。

主用途部分	従属的用途部分
居室、寝室、厨房、食堂、 教養室、休憩室、浴室、 共同炊事場、洗濯室、リ ネン室、*物置、*管理人 室	売店、専用駐車場、*ロビー、*面会室 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

民泊施設の用途判定フロー（H29.10.27消防予330, H30.1.9 消防予2）



収容人員の算定（規則1の3①）一部指導

ア 居住者の数により算定する。

イ 入居前の共同住宅、下宿、寄宿舎は間取り表記ごとに次の表をめやすに算定する。

2K以上	3.5人（階ごとに端数切捨て）
1K, 1DK, 1LDK	2人
1K, 1DK, 1LDK	1人（単身者専用として、賃貸借契約書等に明確に示されている場合に限る。）

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

1.6 令別表第1(6)項

(1) ※「みなし従属」適用除外用途 ((6)項イ(1), (2), (3)) (S 50. 4. 15消防予41・消防安41)

病院	医療法第1条の5第1項、第2項及び第2条 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業若しくは歯科医業を行う場所のうち、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。
診療所	同上の場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。
助産所	助産師が公衆又は特定多数人のため、その業務（病院、診療所において行うものを除く。）を行う場所で妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の収容施設を有しないものをいう。

(6)項イ(1) 病院	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名）を有すること。 (ii) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。
(6)項イ(2) 診療所	次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名（上欄に同じ）を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
(6)項イ(3) 病院 診療所 助産所	病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、入所施設を有する助産所 (病院は(6)項イ(1)に該当するもの、診療所は(6)項イ(2)に該当するものを除く。)
(6)項イ(4) 診療所 助産所	患者を入院させるための施設を有しない診療所、入所施設を有しない助産所
※(6)項イ(1)の「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」は、次のいずれにも該当するものをいう。（規則5③）	
1 医師、看護師、事務職員等の人数が病床数26床以下まで2人、さらに13床まで増すごとに1人加えた人数が常時確保されている状態。	
2 宿直勤務者を除く医師、看護師、事務職員等の人数が病床数60床以下まで2人、さらに60床まで増すごとに2人加えた人数が常時確保されている状態。	
(例) 60床の病院の場合	
$60 \div 13 = 4.6153\cdots$ 端数切り上げ 5人（条件1を満たす）	
5人のうち2人以上が宿直勤務者でない場合 (条件2を満たす)	

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

※上記の例の場合「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令に定めるもの」に適合している。

※上記1の医師の数については、個人病院院長である使用者も算定に含めることができるが、上記2の宿直勤務者でない者には含まれない。

※特定診療科名とは内科・整形外科・リハビリテーション科のほか、規則5④に掲げる科目を除いた科名をいう。

規則5④に掲げる科目については、次の1から4の科目をいう。

1 肝門外科・乳腺外科・形成外科・美容外科・小児科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・産科・婦人科

2 上記1と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称

3 歯科

4 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

※旧診療科名（旧医療法施行令第3条の2）の神経科・呼吸器科・消化器科・循環器科・皮膚泌尿器科・性病科・こう門科・気管食道科については、皮膚泌尿器科及びこう門科を除き特定診療科名に該当する。（H28.8.3消防予240）

※厚生労働大臣の許可を受けた診療科である麻酔科は、麻酔科以外の標榜する診療科名にて特定診療科名に該当するか否かを判定する。（H28.8.3消防予240）

1 鍼灸治療院、整骨院は、入院設備の有無にかかわらず(15)項に該当する。

(1.15(1)5参照)

2 保健所の診察及び治療の用に供する部分は、(15)項に該当する。

3 同一敷地内の別棟で薬剤の処方せんを行う建物で、病院の患者専用であり、他の患者に販売等を行わない場合は、(15)項に該当する。それ以外の場合は、(4)項に該当する。（S63.96）

4 人工透析を行う通所施設

主用途部分	従属的用途部分
診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、事務室、*待合室、*技工室、*図書室	食堂、売店、専用駐車場、*娯楽室、*託児室、*美・理容室、*浴室、*喫茶室 注 *印は、S50.4.15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S54.100）

ア 医師、看護師その他の従業者の数 + $\begin{cases} \text{病室内にある病床の数} \\ \text{待合室 床面積 } 3 \text{ m}^2 \text{ で } 1 \text{ 人} \end{cases}$

(ア) 廊下を待合室にしている場合は、建基令第119条（廊下の幅）に規定

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

する廊下幅員以外の部分を 3 m²で除する。(S 48. 10. 23消防予140・消防安42, S 52. 1. 6 消防予3)

(イ) 和式の病室は 6 m²で1人

(ウ) 待合室にいすがある場合でも床面積で算定する。

(2) ※「みなし従属」適用除外用途 (S 50. 4. 15消防予41・消防安41)

(6) 項 口 (1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
(6) 項 口 (2)	救護施設
(6) 項 口 (3)	乳児院
(6) 項 口 (4)	障害児入所施設
(6) 項 口 (5)	障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）
※(6)項口(1)の「総務省令で定める区分」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分とする。（要介護3から要介護5）（規則5⑤）	※(6)項口(1)の「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう。（規則5⑥(1)）
※(6)項口(1)の「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」については、要介護認定区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上入居している場合に該当。（H 26. 3. 14消防予81）	※(6)項口(1)の「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、要介護認定区分が3以上の者の割合が宿泊サービス利用者全体の半数以上の場合に該当。（H 26. 3. 14消防予81）

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

※(6)項口(5)の「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」については、障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の者の割合が施設全体の定員の8割以上入所している場合に該当。(H26.3.14消防予81)

※H26.3.14消防予81の運用上の留意事項について (H26.10.31.1624)

1 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」は、次の(1)又は(2)に該当することを判断の目安とする。

(1) 実態として、2人以上の要介護者（要介護認定区分は問わない。）を宿泊させるサービスを提供し、1ヶ月あたりの宿泊サービスの提供が5日以上あること。

(2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該宿泊施設の宿泊定員の半数以上であること。

2 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」及び「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」で、入居又は宿泊（以下「宿泊等」という）の利用者が比較的の短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合は、施設の定常的な状態として、3ヶ月の実績の平均的な状況が、次の(1)又は(2)に該当する場合は(6)項口と判定する。

(1) 宿泊等サービスを利用する避難が困難な要介護者の延べ人数が、当該施設の宿泊等定員の延べ人数の半数以上であること。

(2) 1日ごとの用途判定において、令別表第1(6)項口と判定された日が、3ヶ月間の過半数以上であること。

3 老人デイサービス事業を行う施設として指定を受けている事業所において、利用者を自主事業として宿泊させる、いわゆる「お泊まりデイサービス」の用途判定については前1に準じて判定し、(6)項口に該当した場合は(6)項口(1)として取り扱う。

※サービス付き高齢者向け住宅等の用途判定は共用スペースにおいて入浴や食事の提供等の福祉サービスの提供を受けている場合は(6)項口又は(6)項ハに該当する。(H21.3.31消防予131, H26.3.14消防予81)

※小規模住居型児童養育事業においては、乳幼児専門の養育が常態とする場合は(6)項口又はハの判定となる（乳幼児に限らない場合は(5)項口）。家庭的保育事業においては、保育所と同様に(6)項ハと判定する。

なお、小規模住居型児童養育事業及び家庭的保育事業の用途判定に際してはS50.4.15消防予41・消防安41により行うこと。(H22.3.31消防予158, H26.3.14消防予81)

※共同生活援助のサテライト型住居の取扱いは(5)項口と判定する。（サテライト型住居とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト住居のことをいう。）(H26.3.28消防予118, H26.4.28.274)

※その他(6)項口、(6)項ハ関係の執務資料 (H27.2.26消防予80)

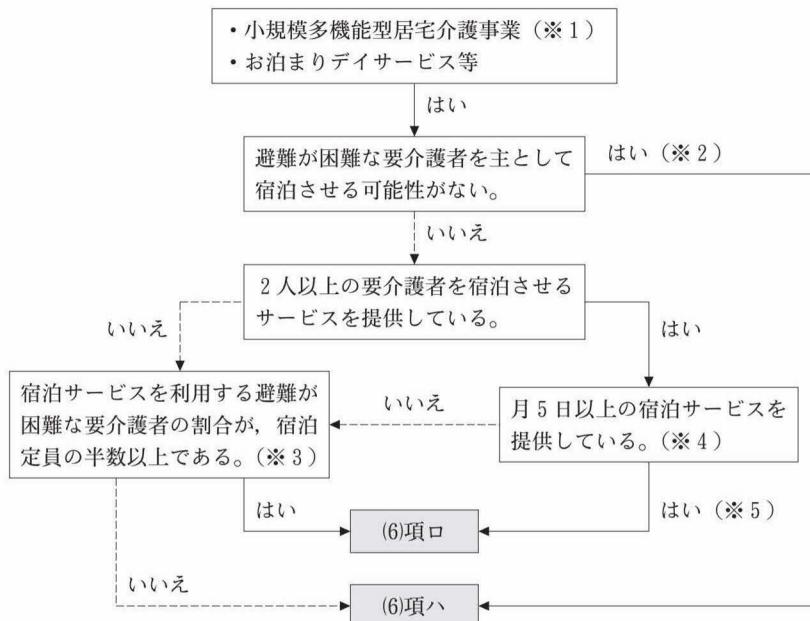
主用途部分	従属的用途部分
居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、 *診察室、*作業室	売店 注 *印は、S50.4.15消防予41・消防安41にないもの。

1 I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

高齢者を宿泊させる施設の用途判定フロー (H26.10.31.1624)

(改正 H27.3.4.2381)

ア 用途判定フロー図



※1 「小規模多機能型居宅介護事業」とは、施設への通いを中心として、短期間の宿泊サービスや利用者の自宅への訪問を組み合わせ、日常生活上の支援や機能訓練を行う事業をいう。

※2 避難が困難な要介護者を主として宿泊させる可能性がないことを、事業形態、規約等により確認すること。

※3 ここで対象となる施設は、次の施設となること。

- (1) 1人の要介護者を宿泊させるサービスを提供している施設。

(2) 2人以上の要介護者を宿泊させ、1ヶ月当たり4日以内の宿泊サービスを提供している施設。

※4 宿泊サービスが月4日以内であっても、月をまたがり連続して5日以上となる場合は、月5日以上の宿泊サービスを提供しているものとして取り扱うこと。

※5 お泊まりディサービスで月5日以上の宿泊サービスを提供している場合は、令別表第1(6)項口(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」として取り扱うこと。

施設の定常的な状態の確認による用途判定（H26.10.31.1624）

ア 高齢者を宿泊させる施設の例

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

(ア) 用途判定の確認方法（3ヶ月の実績の平均的な状況の確認）

a 3ヶ月の宿泊日数 12日（4日／月×3ヶ月）

（2名以上の要介護者を宿泊させ、月5日以上の宿泊サービスを提供している場合は(6)項口と判定される。）

b 施設の宿泊定員 5人／日

c 宿泊定員の延べ人数 60人（5人／日×12日）

d 施設の宿泊状況表

日 数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	計
避難が困難な要介護者の宿泊人数	2	3	3	4	1	3	3	1	3	1	1	1	26
宿泊定員	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
1日ごとの用途判定	6-ハ	6-ロ	6-ロ	6-ロ	6-ハ	6-ロ	6-ロ	6-ハ	6-ロ	6-ハ	6-ハ	6-ハ	△

e 避難が困難な要介護者の宿泊者延べ人数 26人

f 1日ごとの用途判定において、令別表第1(6)項口と判定された日
（※） 6日

※宿泊サービスを利用した避難が困難な要介護者の割合が、宿泊定員の半数以上となった日

(イ) 用途判定

a 宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の延べ人数が、当該施設の宿泊定員の延べ人数の半数以上であることに関する用途判定。
・前記ア c 及び e の状況から、要介護状態区分が3以上の延べ人数が26人となり、宿泊定員の延べ人数60人の半数未満により、令別表第1(6)項ハと判定する。

b 1日ごとの用途判定において、令別表第1(6)項口と判定された日が、3ヶ月間の過半数以上であることに関する用途判定。

・前記ア a 及び f の状況から、令別表第1(6)項口と判定された日が6日となり、3ヶ月間の宿泊日数12日の過半数以上により、令別表第1(6)項口と判定する。

c 結果

前記 bに基づき、令別表第1(6)項口と判定する。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S54.100）

ア 従業者の数+要保護者の数

(3) ※「みなし従属」適用除外用途（利用者を入居させ、又は宿泊させるもの

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

に限る。) (S 50. 4. 15消防予41・消防安41)

(6) 項 ハ (1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム ((6)項口(1)に掲げるものを除く。), 老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム ((6)項口(1)に掲げるものを除く。), 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 ((6)項口(1)に掲げるものを除く。) その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
(6) 項 ハ (2)	更生施設
(6) 項 ハ (3)	助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
(6) 項 ハ (4)	児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）
(6) 項 ハ (5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設 ((6)項口(5)に掲げるものを除く。), 地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項（現行規定第17項）に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

※(6)項ハ(1)の「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」は、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設 ((6)項イ及び(6)項口(1)に掲げるものを除く。) (規則5⑧)

※(6)項ハ(3)の「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」は、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設 ((6)項口に掲げるものを除く。) (規則5⑨)

※幼保連携型認定こども園の取扱いについては、H27. 2. 20消防予71によること。

主用途部分	従属的用途部分
居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、 *診察室、*作業室	売店 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S 54. 100）

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

ア 従業者の数+要保護者の数

(4)

(6) 項 二 幼 稚 園 特別支援学校	学校教育法第3章、第8章 幼児又は障害がある者の教育施設 幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を目的とする学校をいう。 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。
1 特別支援学校（盲学校、ろう学校及び養護学校）の寄宿舎で自力避難困難者を多数入所させるもので、第2「消防用設備等の設置単位等の基準」により1棟となる場合又は同一敷地内、あるいは隣地等で一体として運用される場合は本項に該当する。	
主用途部分 *居室、*集会室、*機能訓練室、*面会室、*診療室、*作業室、教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館	従 属 的 用 途 部 分 *売店、食堂 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S 54. 100）

ア 教職員の数+幼児・児童又は生徒の数

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

1.7 令別表第1(7)項

(1)

(7) 項	学校教育又はこれに類する教育を行う施設をいう。 学校教育法第1条に掲げる学校で、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学をいう。
	(6)項ニに掲げる学校を除く。 学校教育法第124条に定める専修学校 〃　第134条に定める各種学校 } の認可を受けたもの。 学校又は各種学校以外のもので、学校教育に類する教育を行うものをいう（消防学校、自治大学校、気象大学校等が該当する。）。
1 専修学校の種類	専修学校、高等専修学校、専門学校
2 職業能力開発促進法第16条に定める公共職業能力開発施設（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校）及び民間の職業訓練校は本項に該当する。	
3 自治研修所、消防学校、看護学校は本項に該当する。	
4 和洋裁、縫物、調理師、料理、外国语、タイプ、建築、デザイン、自動車運転・整備、経理、美理容、電気、電算機、進学予備、音楽等の学校は本項に該当する。	
5 学習、そろばん、書道等の塾、三弦、民謡、音楽、スイミングスクール、生花、茶道、着物着付け教室等の個人教授的なもので学校の形態を有しないものは、(15)項に該当する。 1.15(1)4 参照	
6 同一敷地内の独立性の高い別棟施設の取扱い	
(1) 体育館、講堂、礼拝堂、クラブ室、研究室（所）、特殊学級、図書館、倉庫、合宿所は(7)項扱い。	
(2) 売店、食堂 高校以下は(7)項扱い。大学は実態により判定する。	
(3) 同窓会館 実態により判定する。	
7 「学校の形態」の判定は 1.15(1)4 による。	
主用途部分	従 属 的 用 途 部 分
教室、職員室、体育館、講堂、厨房、図書室、会議室、研究室、クラブ室、保健室（診療室）	食堂、売店、*喫茶室、*談話室、*教材保管庫、*同窓会室、*PTA事務室、*合宿室、*専用駐車場 注 *印は、S50.4.15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S54.100）

ア 教職員の数+児童、生徒、学生の数

(ア) 同窓会、PTA、売店、食堂の従事者は、教職員の数に含む。

(イ) 特別教室は、実験等の授業ができる最大収容能力（満席）による。

（令25の場合）

① I 第1 令別表第1の項の判定・収容人員の算定基準

(ウ) 体育館及び講堂（教育の場として使用するものに限る。）は、講堂として使用した場合の収容人員による。（令25の場合）

注 独立棟の場合は、棟ごとに算定する。重複する人員については法8の収容人員には加えない。

1.8 令別表第1(8)項

(1)

(8) 項	資料を保存する施設
図 書 館	図書館法第2条、第29条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。
博 物 館	博物館法第2条 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。
美 術 館	上記以外のもので、これらと同質の性格を有するもの。
その他これらに類するもの	
1 郷土資料館、記念館、科学館、ビジターセンター、画廊（販売を前提としないもの）は、本項に該当する。	
2 絵画、写真、生花等の作品発表会場としての使用（有料）は、(8)項に該当する。 (S 54. 6. 22消防予118)	
主用途部分	従 属 的 用 途 部 分
閲覧室、展示室、ロッカーリー、書庫、ロビー、工作室、資料室、保管格納庫、研究室、会議室、休憩室、*映写室	食堂、売店、*喫茶室、*専用駐車場 注 *印は、S 50. 4. 15消防予41・消防安41にないもの。

収容人員の算定（規則1の3①） 指導（S 54. 100）

ア 従業者の数+閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計 3 m^2 で1人

(ア) 「床面積の合計」は、各階ごとに合計する。

(イ) 書架、陳列ケース等の部分も床面積に含める。